

安全保障関連2法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の審議にあたり慎重な取扱いを求める意見書（案）

政府が今国会に提出した「国際平和支援法」（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案）及び「平和安全法制整備法案」（我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案）は、5月26日から審議に入っています。

この法案は、複雑で変容しつつある国家安全保障上の課題に対処し、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守るといった国家としての責務を果たすべく、政府内で検討が重ねられてきたものとされています。現在、その法案を審議する国会のみならず、安全保障問題について多くの議論と意見が交わされ、法案自体の評価も様々となっています。

よって、国においては、安全保障関連法案の取り扱いに当たり、国民一人ひとりに焦慮と不安を抱かせることのないよう、また、日本国民の将来にとって最善の選択が導かれるよう、今国会において慎重かつ十分な審議を尽くすことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。